



本 所 〒915-0242 越前市粟田部町11-9 TEL0778-43-0877
味真野支所 〒915-0023 越前市池泉町20-17-1 TEL0778-27-1110
白山支所 〒915-1233 越前市菖蒲谷町19-8-6 TEL0778-28-1359

<http://www.echizensi-shokokai.jp/>

無料税務アドバイス開催

いよいよ申告の時期となりました。商工会では、本所及び各支所において、商工会の契約税理士による決算個別指導を下記の日程にて開催いたします。必要書類を持参の上、ご来館下さい。

【本所】 税理士 片川 長州 先生

2月24日(月) 3月4日(火)、3月13日(木)

【味真野支所】 税理士 田中 才喜 先生

2月24日(月) 3月4日(火)、3月11日(火)

【白山支所】 税理士 山本 雄治 先生

2月12日(水) 3月5日(水)、3月13日(木)

※開催時間はいずれも午前10時～午後3時です。必ず事前に予約をしていただきますようお願いいたします。

特定最低賃金の改定のお知らせ(平成25年12月24日効力発生)

- | | |
|-------------------------|----------|
| 1 紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金 | 時間額 725円 |
| 2 繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金 | 時間額 800円 |
| 3 電気機械器具製造業最低賃金 | 時間額 763円 |
| 4 百貨店、総合スーパー最低賃金 | 時間額 763円 |

注1: 「各種商品小売業最低賃金」は今年度改定がなく、時間額750円(平成23年12月24日発効)です。

注2: 衣・食・住にわたる各種商品を一括して一事業所で小売する事業所のうち、従業者が常時50人未満の事業所は「各種商品小売業最低賃金」、常時50人以上の事業所は、新設された「百貨店、総合スーパー最低賃金」が適用されます。

〈お問合せ〉

労働局労働基準部賃金室(0776)22-2691

または県内各労働基準監督署